

11 運輸関係

ア トラック事業等

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
トラック事業の運賃・料金規制 （国土交通省）	トラック事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討する。	検討				（国土交通省） 貨物自動車運送事業の運賃・料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとする。 （「鉄道事業法等の一部を改正する法律案」を第154回国会に提出済み。）	
トラック事業の電子情報化 （国土交通省）	安全輸送の観点にも配慮しつつ、現在の営業区域制度の在り方を検討し、電子情報化を進める。	検討 （13年度以降）				（国土交通省） 貨物自動車運送事業の営業区域制度を廃止する。 （「鉄道事業法等の一部を改正する法律案」を第154回国会に提出済み。）	
貨物運送取扱事業の参入規制 （国土交通省）	a 第一種利用運送事業の参入規制について、許可制の登録制への緩和等政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。	検討				（国土交通省） 第一種利用運送事業の参入規制について、許可制を登録制に改める。 （「鉄道事業法等の一部を改正する法律案」を第154回国会に提出済み。）	
	b 運送取次事業の参入規制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。	検討				（国土交通省） 運送取次事業の参入規制を廃止する。 （「鉄道事業法等の一部を改正する法律案」を第154回国会に提出済み。）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
貨物運送取扱事業の運賃・料金規制 （国土交通省）	貨物運送取扱事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とする方向で検討する。	検討			（国土交通省） 貨物運送取扱事業の運賃・料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとする。 （「鉄道事業法等の一部を改正する法律案」を第154回国会に提出済み。）	
第二種利用運送事業の許可申請手続 （国土交通省）	第二種利用運送事業の許可申請手続の簡素化について検討する。	検討			（国土交通省） 第一種利用運送事業の申請手続の簡素化と併せて具体的な方法について検討している。	
分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両等の輸送規制 （国土交通省）	分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、平成9年10月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果を見極めつつ、安全性の確保について12年度に得られた一定の結論を踏まえ、引き続き検討する。	検討			（国土交通省） 分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となる。 このため、基準緩和車両の認定条件の遵守状況、交通事故の発生状況を踏まえつつ、確実に基準内での輸送が担保されるような制度、方策等について検討を行っている。	

イ タクシー事業

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
タクシー事業の緊急調整措置（国土交通省）	タクシー事業に係る緊急調整措置について、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解を踏まえ、判断の透明性を確保し、需給調整規制の廃止が形骸化しないよう、発動要件や手続を定める。	措置			（国土交通省） 「緊急調整措置の発動要件等について」（平成13年10月26日付国自旅第102号）により、緊急調整措置の発動要件等について具体的に定めた。	
タクシー事業の運賃・料金規制（国土交通省）	タクシー事業の運賃・料金に係る認可制度の運用に当たっては、上限価格制の意義を失わせることのない基準を設定する。	措置			（国土交通省） 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付国自旅第100号）及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針」（平成13年10月26日付国自旅第101号）により、上限運賃から一定の範囲内の運賃については、速やかに認可することとし、この範囲を下回る運賃については、新基準に基づき個別に審査することとした。	

ウ 自動車の検査

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
非常信号用具の取付位置要件の緩和 （国土交通省）	自動車用の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討			（国土交通省） 国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行っている。	
回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和 （国土交通省）	我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めているE E C基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討			（国土交通省） 国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行っている。	
けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度 （国土交通省）	トレーラーの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として、連結装置を取り付けた自動車について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量（おおむね2トンを超えない範囲）を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラーをけん引することができるようにするべく、関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件等について具体的な検討を行う。	検討			（国土交通省） 関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担、けん引重量を定めるための基準、連結装置の技術的要件、実施の方法及び時期、法制面等について、関係者の意見聴取等を行いつつ具体的な検討を行っている。	

エ 船舶航行

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
危険物積載船の入港及び荷役に係る荷役許容量の見直し （国土交通省）	昨今のコンテナ荷役の安全性向上等について調査を行い、許容量の緩和について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	措置			（国土交通省） 「『危険物積載船舶の停泊場所の指定および危険物荷役許可基準について』の一部改正について（保警安第20号平成13年3月27日）」により、平成13年4月23日からコンテナ専用岸壁における危険物荷役許容量を従前の2倍に、停泊許容量を従前の5倍に緩和した。	
東京湾、伊勢湾への夜間入出域制限の見直し （国土交通省）	浦賀水道航路及び伊良湖水道航路における液化ガス積載船等の夜間入出域制限について、関係者の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。	検討			（国土交通省） 海事関係者等を含めた検討会を設置し、規制緩和の可能性について検討を行った。引き続き検討を進めることとする。	
瀬戸内海における巨大船への航行管制の緩和 （国土交通省）	備讃瀬戸東、同北、同南及び水島航路等における巨大船に対する夜間航行制限について、関係者の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。	検討			（国土交通省） 海事関係者等を含めた検討会を設置し、規制緩和の可能性について検討を行った。引き続き検討を進めることとする。	
危険物積載船舶の荷役時の船間保安距離の緩和 （国土交通省）	タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の船間保安距離の緩和について検討を行う。	検討			（国土交通省） 船間保安距離についての実態調査、関係資料の収集等を実施した。今後、学識経験者、海事関係者等の意見を聞きながら、規制緩和の可能性について検討を進めることとする。	

オ その他

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
船舶登記制度と船舶登録制度の一元化 （法務省、国土交通省）	申請人の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	検討			（法務省、国土交通省） 事務の一元化までの間、国民の負担をできる限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁から嘱託による変更登記の制度（嘱託制度）を採用する方向で、その具体的方法を検討中である。	
船員職業紹介事業等の規制緩和 （国土交通省）	船員職業紹介事業及び船員労務供給事業について、学識経験者、労使の代表をメンバーとする国土交通省の「船員職業紹介等研究会」において検討が行われており、船員労働の状況を勘案しつつ、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で行うことを認める方向で、できる限り早期に結論を得る。 （船員中央労働委員会の意見聴取が必要）	検討			（国土交通省） 「船員職業紹介等研究会」において船員労働の状況を勘案しつつ、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で行うことを認める方向で検討中。	
倉庫業に係る規制 （国土交通省）	a 倉庫業の参入規制について、許可制を登録制に改める。 （第151回国会に関係法案提出）	法律案成立後公布	措置（施行）		（国土交通省） 倉庫業の参入規制について、許可制を登録制に改めた。 （第151回国会にて関係法案成立。公布日は平成13年6月8日、施行日は平成14年4月1日）	
	b 倉庫業の料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとする。 （第151回国会に関係法案提出）	法律案成立後公布	措置（施行）		（国土交通省） 倉庫業の料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとした。 （第151回国会にて関係法案成立。公布日は平成13年6月8日、施行日は平成14年4月1日）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
気象測器の検定 （国土交通省）	気象測器の検定については、気象庁長官に変わって一定の能力を有する民間の法人（営利法人を含む。）が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 （第151回国会に関係法案提出）	法律案成立後公布	措置（施行）		（国土交通省） 気象業務法の一部を改正する法律」（平成13年法律第47号、平成13年6月13日公布）により、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人（営利法人を含む。）が検定を行う制度を導入するとともに、書面により器差を検査することにより気象測器の提出を不要とすることができる制度の導入等検定の実施方法の簡素化を図り、平成14年4月1日から施行することとした。	
自動車損害賠償責任保険の政府再保険 （国土交通省）	自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向を確認した上で行う。 （第151回国会に関係法案提出）	法律案成立後公布	措置（施行）		（国土交通省） 第151回国会において、「自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律」が成立。平成14年4月1日から施行。	
エアサスペンション装備車の軸重制限 （国土交通省）	エアサスペンション装備の車両の道路構造物に与える影響について、自動車業界等との協力の下で技術的検討を行い、その結果を踏まえて、エアサスペンション装備の車両の軸重制限の緩和の可否について検討する。	検討			（国土交通省） エアサスペンション装備の車両の道路構造物に与える影響について、自動車業界等との協力の下で技術的検討中。	
特殊車両通行許可手続 （国土交通省）	特殊車両通行許可手続について、審査期間の短縮等について検討する。	検討	検討	結論	（国土交通省） 特殊車両通行許可手続のオンライン化に併せて審査期間の短縮等について検討している。	
フォークリフトの速度制限の緩和 （国土交通省）	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討 （13年度以降）			（国土交通省） フォークリフトの速度制限について、国際的に車種区分が統一されるよう、引き続き関係者間で議論を進めることとしている。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和（国土交通省）	鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	検討			（国土交通省） 鉄道については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）」により性能規定化した。（平成14年3月31日施行） 軌道については、14年度以降検討する予定である。	
鉄道車両の検査周期（国土交通省）	a 内燃動車の定期検査の周期について、所要の安全性が確認されたものを延伸する。	措置 （13年度以降）			（国土交通省） 「鉄道運転規則の一部を改正する省令（平成13年国土交通省令第126号）」により措置した。（平成13年9月11日施行） なお、当該省令による措置については、その後、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成12年国土交通省令第151号）」の制定に伴い「施設及び車両の定期検査に関する告示（平成13年国土交通省告示第1786号）」によることとしたところ。	
	b 新幹線車両の定期検査の周期について、所要の安全性が確認されたものを延伸する。	措置 （13年度以降）			（国土交通省） 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成12年国土交通省令第151号）及び「施設及び車両の定期検査に関する告示（平成13年国土交通省告示第1786号）」により措置した。（平成14年3月31日施行）	
自動車の保安基準（国土交通省）	保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び座席の最小奥行寸法基準について、国際的な動向を踏まえて見直しを検討する。	検討			（国土交通省） 操縦装置の取付位置基準については、国際的な安全基準の検討が進められており、その結果を踏まえ国内の見直しを図る。 座席の最小奥行寸法基準については、座席に係る国際基準を国内に導入することとし、平成14年度中に措置予定。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
高速道路における自動二輪車の二人乗りに関する規制 （警察庁）	高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りを認めることの可否について調査・検討し、結論を得る。	検討	検討	検討・結論	（警察庁） 高速自動車国道等における自動二輪車の事故実態分析等必要な調査・検討を進めているところである。	
国管理空港における第一類構内営業者が行う営業に係る料金規制 （国土交通省）	価格又は料金の設定又は変更について地方航空局長の承認を受けなければならない構内営業の指定から、直接一般旅客がその対価を支払わないもの（ターミナルビルにおいて行う貸室業及び航空機燃料供給固定施設提供業）を外す。	措置			（国土交通省） 「価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内営業の指定に関する告示」（昭和46年運輸省告示第52号）を改正し措置した。（国土交通省告示第1121号平成13年7月9日公布、同日、施行）	